



大阪矯正管区



〒540-0008
 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67
 大阪合同庁舎第2号館別館7階

TEL : 06-6941-5751
 FAX : 06-6910-2428

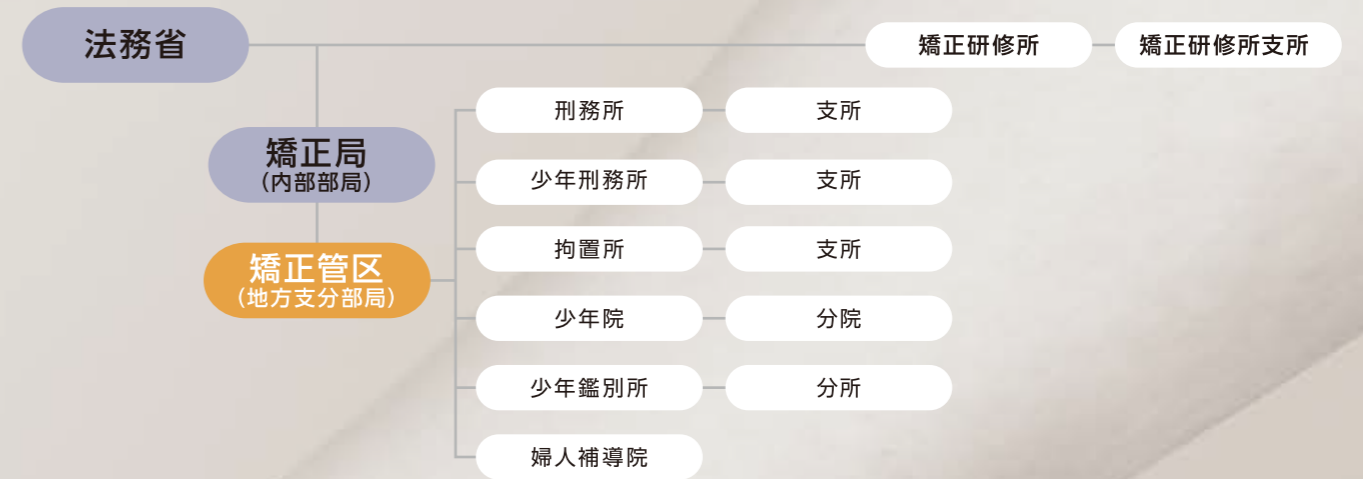
●谷町四丁目駅「5号出口」から徒歩2分

大阪矯正管区

大阪矯正管区

大阪矯正管区は、法務省矯正局の地方支分部局として、近畿2府4県に所在する矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）を管轄し、これら施設の適切な管理運営を図るための指導監督を主な業務としています。

機 構



組 織 図



矯正ロゴマーク

黄のCが「CHANGE（改革・変革）」を、赤のCが「CHALLENGE（改革への挑戦と情熱）」を、青のCが「COOPERATE（国民との協働）」を、それぞれに表し、三つのCを貫く緑のSは、社会（SOCIETY）に貢献し、社会に支えられる存在になるという決意を表しています。

管内矯正施設配置図



刑事施設

防災：地域との協定により災害時に避難所等として活用

犯罪傾向が進んでいない受刑者を収容する刑務所

滋賀刑務所 防災
 加古川刑務所 防災 (女子受刑者も収容)
 播磨社会復帰促進センター (官民協働運営) 防災

【医療専門施設】
 大阪医療刑務所

【女子施設】
 和歌山刑務所

犯罪傾向が進んでいる受刑者を収容する刑務所
 【医療重点施設】

京都刑務所 防災
 大阪刑務所 防災
 神戸刑務所 防災
 姫路少年刑務所 防災

少年院

京都医療少年院
 交野女子学院
 浪速少年院
 和泉学園・泉南学寮
 加古川学園・播磨学園 防災
 奈良少年院

拘置所

京都拘置所 防災
 大阪拘置所 防災
 神戸拘置所

少年鑑別所

大津少年鑑別所
 京都少年鑑別所
 大阪少年鑑別所
 神戸少年鑑別所
 奈良少年鑑別所
 和歌山少年鑑別所

※法務少年支援センターとしての役割も有しております。

コレワーク西日本
 (矯正就労支援情報センター室)

雇用から始まる社会貢献
 法務省が応援します

刑事施設 (刑務所・少年刑務所・拘置所)



大阪矯正管区には25の刑事施設(本所12庁・支所13庁)があります。

刑事施設では受刑者等を収容し、これらの者に対して必要な処遇を行います。

「世界一安全な日本」を目指して

再犯防止対策

犯罪を減らして、安全・安心に暮らす社会を構築するため、刑事施設では、再犯防止推進計画に基づき、地方公共団体や関係機関等と連携し、再犯防止に取り組んでいます。

規律秩序の維持

性格も生活歴も全く異なった多数の被収容者が安心して集団で生活できるよう、刑事施設内の規律及び秩序を適正に維持し、逃走などの事故を防止しています。

刑事施設

(刑務所・少年刑務所・拘置所)

総務部

- ・ 広報や被収容者の入所・出所等に関する事務を行う。
- ・ 職員の給与の支給、領置物品の出納保管等に関する事務を行う。
- ・ 被収容者の給食や衣類・寝具等の給貸与に関する事務を行う。

処遇部

- ・ 警備業務や処遇業務の実施に関する事務を行う。
- ・ 作業の企画や指導、職業訓練などを行う。

教育部

- ・ 改善指導や教科指導、余暇活動に関する事務を行う。

医務部

- ・ 保健、衛生、医療、薬剤などに関する事務を行う。

分類審議室

- ・ 処遇調査や作業の指定、仮釈放の審査などの事務を行う。

国際対策室

- ・ 外国人被収容者の処遇に関する翻訳・通訳・調査などの事務を行う。

刑事施設視察委員会

法務大臣が任命した委員で組織され、施設運営に関して刑事施設の長に意見を述べる機関。

受刑者の矯正処遇

刑務所ではそれぞれの受刑者の問題性に応じて、その改善更生を図るために必要かつ適正な矯正処遇(作業・改善指導及び教科指導)を行い、本人自身に改善更生の必要性を自覚させるとともに、主体的努力を促すための働き掛けを行っています。

刑事施設内における処遇

01

刑執行開始時調査・ 刑執行開始時指導

受刑者が刑事施設に入所してくると、まず、その人の資質と環境を調べ(処遇調査)、一人ひとりに対し、受刑中の指導の方針や目標(処遇要領)を作成します。その処遇要領を基にして様々な矯正処遇を行っていくことになります。

02

矯正処遇等施設内での取組

作業(生産・自営・社会貢献・職業訓練)



規則正しい勤労生活を通し、勤労意欲を養成するため、木工、洋裁などの生産作業、炊事、洗濯などの自営作業、除草作業などの社会貢献作業を実施しています。また、社会における雇用ニーズに応じた資格の取得及び技能習得が可能な職業訓練を開設し、作業専門官の指導に加え、外部機関の協力を得ながら実施しています。

改善指導・教科指導



なぜ罪を犯したか、どうすれば罪を繰り返さず社会で生きていけるかについて、同じ課題を持つ者同士で話し合ったり、考えさせたりするために、薬物依存や性犯罪、窃盗などに関する各種改善指導を実施しています。また、義務教育を修了していない者等に対し、その者の学力に応じて、小中学校等で行う教育に準じた指導を実施しています。

社会復帰支援



就労支援スタッフ、福祉専門官、社会福祉士等の専門家が、担当の刑務官と協力しながら、就職先及び帰宅先が決まりづらい受刑者や、高齢又は障害により地域社会で安定して生活しづらい受刑者に対し、入所中から社会復帰に向けて様々な働き掛けを行っています。

外部通働作業、外出・外泊



仮釈放を許す決定がされている受刑者などに、職業訓練の受講等のため外の事業所に通勤させたり、釈放後の住居や就業先の確保などのために外出や外泊を許可したりしています。
※刑事施設職員は同行しておらず、地方公共団体や関係機関の御協力を得て実施しています。

民間協力者による支援



篤志面接委員や教諭師を始めとする地域の方や団体に、受刑者の改善更生に協力いただいています。支援の内容は、篤志面接活動や教諭活動のほか、外部協力者によるクラブ活動や専門家による改善指導・教科指導のサポート、慰問活動など様々です。

03

釈放前指導

関係機関

- ・ 更生保護関係
- ・ 福祉関係
- ・ 地域生活定着支援センター
- ・ 就労関係(ハローワーク、協力雇用主など)

地域社会

- ・ 地方公共団体
- ・ 更生保護女性会
- ・ 保護司会等
- ・ 地元企業・病院
- ・ 自助グループ

少年院



大阪矯正管区には8つの少年院(分院含む)があります。各施設は、在院者に対し、教育方針及び日課を定めて処遇を行います。

少年院

庶務課

庶務課では、人事、文書管理、経理、給与等の業務を行っています。
法務教官が在院者の食事を調理することもあります。また、管理栄養士が勤務している施設もあります。

医務課

医務課では、在院者の診察・診療を行うほか、定期的健康診断、保健講話などを担当しています。常勤又は非常勤の医師のほか、看護師、薬剤師などが勤務している施設もあります。

少年院では、法務教官をはじめ、多くの専門家、協力者、外部機関が連携し、在院者の処遇に当たるとともに、社会復帰のための支援などを行っています。

少年院視察委員会

法務大臣が任命した委員で組織され、施設運営に関して少年院長に意見を述べる機関。

教育・支援部門

教育・支援部門には、在院者の処遇や保護者、外部関係機関等との連絡調整を担当する職員がいます。法務教官は、在院者の生活を24時間見守りながら、生活指導や職業指導など改善更生・健全育成を目指しています。その他に、法務技官、職業指導や教科指導などに協力いただく外部講師、帰住や就労、福祉関係等の調整を行う精神保健福祉士、社会福祉士、就労支援スタッフが配置されている施設もあります。



法務教官による職業指導(溶接)



外部講師によるマインドフルネス



就労支援スタッフによる講話

関係機関

- ・司法・警察関係
- ・更生保護関係
- ・福祉関係
- ・就労関係
(ハローワーク、協力雇用主など)

多機関連携

地域社会

- ・地元自治体
- ・学校関係
- ・地元企業・病院
- ・地域の保護司会
- ・更生保護女性会

少年院の2つの柱

矯正教育

在院者の犯罪的傾向を矯正して、社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度を習得させます。

社会復帰支援

関係機関との連携の下、在院者の生活環境の調整、修学に向けた支援や就労支援等に取り組めます。

少年院の一日の流れ(例)

- 6:30 ● 起床・洗面
- 7:30 ● 朝食・自主学習等
- 8:50 ● 朝礼・運動・診察
- 9:00 ● 教科指導・職業指導
- 12:00 ● 昼食・役割活動
- 13:00 ● 生活指導(特定生活指導)
- 15:30 ● 体育指導
- 16:30 ● 特別活動指導
- 17:00 ● 夕食・役割活動
- 18:00 ● 日記記入
- 19:00 ● 集会活動等
- 20:00 ● テレビ視聴等
余暇等
- 21:00 ● 就寝

規則正しい生活習慣を身に付けるため、起床から就寝まで、余暇時間を含めてスケジュールが決まられており、それに従って行動します。

少年院の教育活動

生活指導

在院者の問題性の改善と健全なものの方、考え方、行動の仕方などを育成することを目指します。そのため、特定生活指導(全国統一のプログラム)も受講させます。



育児プログラム(もく浴)



特定生活指導

職業指導

働く意欲、態度、習慣などを身に付け、資格取得を目指します。
電気工事士や大型特殊自動車の運転免許を取得できる施設もあります。



介護福祉科



資格取得講座(大型建設機械)

教科指導

義務教育、高等学校教育に準じた教育のほか、補習指導を通じて、社会復帰に資する基礎学力を身に付けさせることを目指します。



特別活動指導

社会見学、社会貢献活動、野外活動、クラブ活動、レクリエーション、各種行事等を通じて、情操をかん養するとともに、自主、自律及び共同の精神を身に付けることを目指します。



社会見学



奉仕活動



カッター訓練

体育指導

サーキットトレーニング、水泳、持久走などに取り組み、体力向上はもとより、忍耐力、自己肯定感などを養います。



退院者等からの相談制度

退院又は仮退院をした者や保護者等から、交友関係や進路選択、その他健全な社会生活を営む上での問題に対する相談があった際は、少年院の担当の法務教官等が相談に応じています。



少年鑑別所



大阪矯正管区には6つの少年鑑別所があります。

各施設は、鑑別、観護処遇、地域援助業務を行います。

組織

少年鑑別所

(法務少年支援センター)

鑑別部門

鑑別、観護処遇、地域援助を行っています。

庶務課

人事、文書管理、経理、給与等の業務を行っています。

医務課※

保健、医療等に関する業務を行っています。

※医務課のない少年鑑別所では施設から委嘱を受けた外部医師等が健康診断や診療を行います。

少年鑑別所視察委員会

法務大臣が任命した委員で組織され、少年鑑別所の運営に関し、少年鑑別所長に意見を述べる機関。

業務

1 鑑別

家庭裁判所等の求めに応じて鑑別を行います。

非行に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにし、その事情を改善するための適切な指針を示します。

2 観護処遇

在所者に対して必要な観護処遇を行います。

在所者の情操の保護に配慮するとともに、健全な育成に努めます。

なお、生活に必要なものは、食事を含めて、貸与又は支給します。

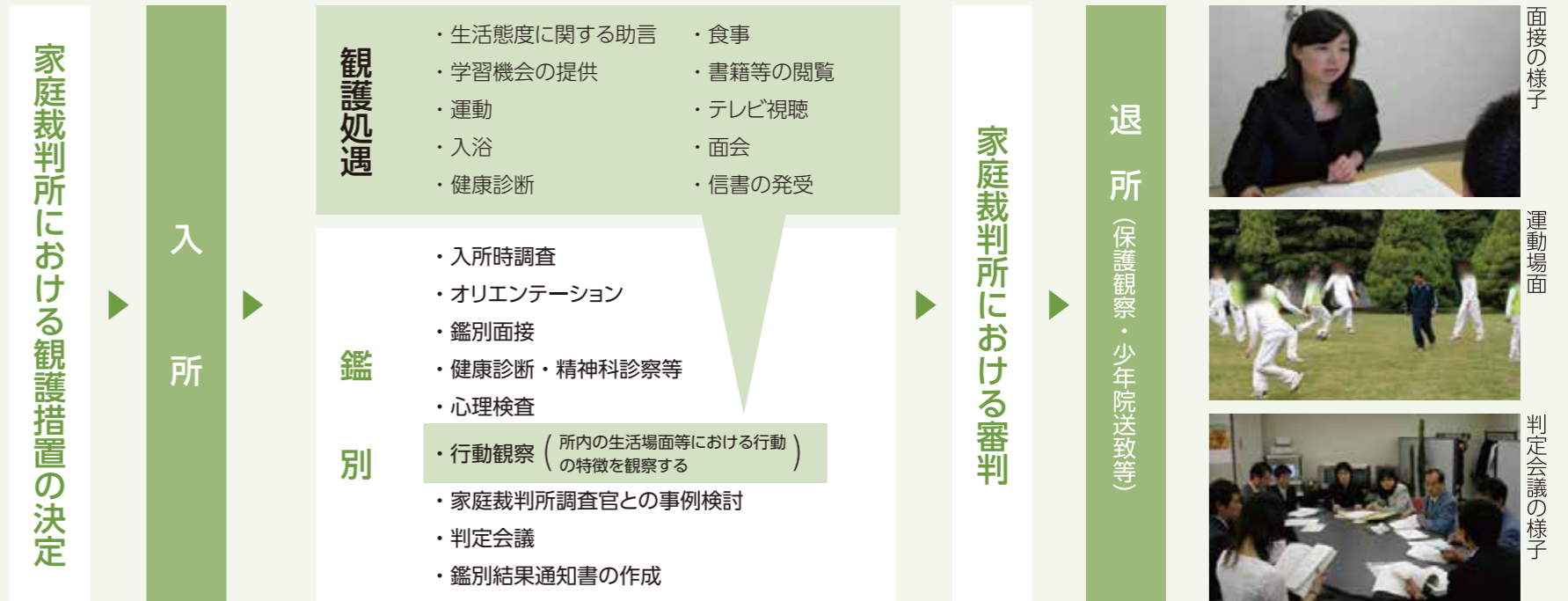
3 地域援助

非行及び犯罪の防止に関する援助を行います。

少年や保護者等からの相談や非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じて、必要な援助を行います。

鑑別と観護処遇

※家庭裁判所で観護措置が執られて入所した場合



地域援助

地域援助の実際

※あくまで一例であり、これら以外の相談にも応じます。

関係機関や個人の依頼による、カウンセリング等の心理的援助を行います。

保護者や学校等の依頼に基づき、問題行動を繰り返す子供に対して、その問題に関するアセスメントを行い、今後の対応方法などを助言します。

関係機関からの依頼を受けて、知能検査や発達検査など各種検査を実施し、その結果をお知らせします。

各種団体の依頼により、非行及び犯罪の防止をテーマとした研修や講演などを実施します。

心理的
援助・助言

各種調査の
実施

講演・研修



少年鑑別所が地域援助を行うときには、**法務少年支援センター**という名称を使います。

インターネットの法務省のサイトの中に全国の法務少年支援センターのページがあります。

施設参観の予定等も紹介しておりますので、ご覧ください。

法務少年支援センターとして少年鑑別所とは別の電話を設置しています。

法務少年支援センターおうみ (大津少年鑑別所) TEL 077-537-1023

法務少年支援センター京都 (京都少年鑑別所) TEL 075-751-7115

大阪法務少年支援センター (大阪少年鑑別所) TEL 072-228-5383

神戸法務少年支援センター (神戸少年鑑別所) TEL 078-351-0771

奈良法務少年支援センター (奈良少年鑑別所) TEL 0742-22-4830

わかやま法務少年支援センター (和歌山少年鑑別所) TEL 073-433-0850

矯正研修所大阪支所

矯正研修所は、本所と全国にある7つの支所で構成されており、矯正職員に対して、職務上必要な知識や技能を習得させることを目的とした研修施設です。

大阪支所では

採用 刑務官、法務教官、法務技官（作業専門官・福祉専門官・国際専門官）として採用されると……

初任研修課程 入所

【刑務官等初等科】
【法務教官基礎科】

●刑務官、法務教官、法務技官（作業専門官・福祉専門官・国際専門官）に採用された者に対して、職務上必要な知識や技能を習得させるための基礎的な教育・訓練を約3か月間実施します。

より上位の職位に就くための研修に入所する道も開かれています。

任用研修課程

【中等科】
【法務教官応用科】

●中等科研修は、競争試験に合格した刑務官等に対して実施されます。
●法務教官応用科は、採用から4年以上を経過した法務教官に対して実施されます。
★任用研修課程は、初級幹部職員として職務上必要な知識や技能を習得・向上させるための教育・訓練を約3か月間実施します。

研修風景



多彩な研修カリキュラム！

被収容者処遇に必要な基本法令のほか、心理学・教育学・社会学等の専門的知識に関する講義や、人権や被害者問題等に関する講義、矯正護身術等の術科訓練など、内容は多岐にわたります。

矯正研修所大阪支所

電話番号：072-227-1685

再犯防止

平成30年4月、大阪矯正管区と東京矯正管区に、再犯防止施策に係る取組の実施が推進されるよう、各都道府県等との意見交換・情報提供等連携協力体制を構築するために更生支援企画課が設置されました。

再犯防止施策について

平成28年12月14日、「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が成立・施行され、国及び地方公共団体に対し、再犯の防止等に関する施策を実施する責務があることが明記されたほか、再犯防止のための各種施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との緊密な連携協力が求められています。

また、平成29年12月15日には、「再犯防止推進計画」が閣議決定され、5つの基本方針、7つの重点課題が示されたところ、現在、国を挙げて、再犯防止に取り組んでいるところです。

平成30年3月には、地方公共団体に対して、「地域再犯防止推進モデル事業」が公募されました。この「地域再犯防止推進モデル事業」において、再犯防止推進計画を踏まえ、国と地方公共団体が協力して、地域における犯罪や非行をした者の実態調査や支援策の実施、効果検証といった一連の取組を通じて、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止施策の在り方を検討していきます。

国と地方の適切な役割分担



民間協力者の活動支援

行政サービスの提供

広報・啓発活動

国が本来果たすべき役割

再犯防止

大阪矯正管区更生支援企画課

電話番号：06-6941-5781

F A X：06-6910-2428

e-mail：kouseishien-osaka@cccs.moj.go.jp

就労支援



コレワーク（矯正就労支援情報センター室）は、大阪矯正管区と東京矯正管区の2か所に、受刑者・少年院在院者の広域的な就労支援を行うために設置されている組織です。

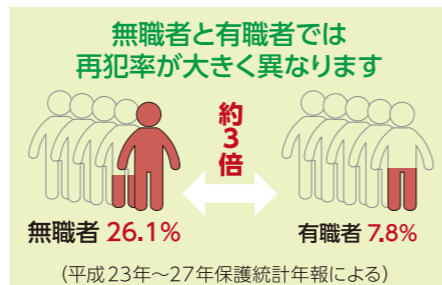
矯正就労支援情報センター室の通称名は、公募により、Correction (矯正)、Core (中核)、Collection (収集) と Work (仕事) から「コレワーク」と名付けられました。

仕事の有無で大きく異なる再犯率

犯行時に仕事に就いていない者は、仕事に就いている者と比較して再犯率が約3倍高いなど、「仕事」の有無が再犯防止に大きな影響を与えています。

コレワークでは、出所後の就労が決まっていない受刑者等の取得資格、帰住地、出所予定時期等の情報を一括管理し、受刑者等の雇用を希望する事業主に対し、その雇用ニーズに適合する者を収容している施設の情報を提供します。

また、これ以外にも、採用手続に関するご相談を始め、各種支援制度のご案内などを通じて、受刑者等の雇用を希望される事業主の方を支援しています。



コレワークの3つのサービス

雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早くご紹介

採用手続支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での採用手続を幅広くサポート

就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内

求人の際は、ハローワークをご利用の上、特定の矯正施設を指定して求人票を登録する「受刑者等専用求人」をご活用ください。



コレワーク西日本

(大阪矯正管区 矯正就労支援情報センター室)

所在地：〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎第2号館本館4階

電話番号：0120-29-5089

e-mail：recruit-inmates-osaka@cccs.moj.go.jp

受付時間：平日 10:00～17:00

矯正医療

矯正医療とは

矯正施設に収容された人に対する健康管理や疾病の治療を行うことを言います。

矯正施設に収容された人の健康の保持・回復は、円滑な社会復帰を可能にし、また、感染症に罹患している人に対しては、矯正施設収容中に適切な治療を施すことで、施設内の安全・衛生を確保するとともに、社会復帰した後に、一般社会における二次感染を予防するといった国民生活にも直結した側面も有しています。



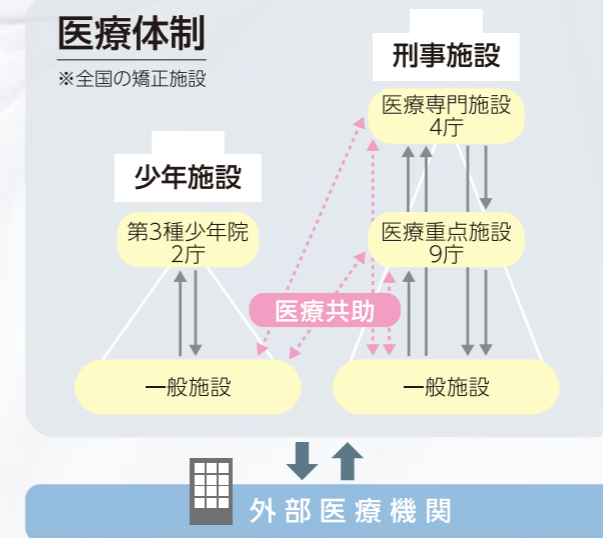
矯正施設の医療体制

矯正医療では階層化した医療システムを構築し、限られた予算・医療資源を有効活用しています。

大阪矯正管内には、医療専門施設である大阪医療刑務所、医療重点施設の大阪刑務所、主として医療を専門に行う少年院である京都医療少年院があります。

医療体制

※全国の矯正施設



矯正医療のスタッフ

矯正施設では、施設の規模や機能に応じて、医師のほか、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療従事者が配置され、矯正医療を支える重要な役割を担っています。

現在、矯正施設においては、女性医師登用の推進を図っており、約40名の女性医師が全国各地の矯正施設で勤務しています。

また、医師は、矯正施設内の勤務のほか、調査研究や医療技術向上を目的とする外部医療機関や大学等における勤務が認められており、フルタイムで働くことが難しい医師にとっては勤務しやすい環境となっています。

なお、刑務官や法務教官として採用された者の中には矯正施設内の准看護師養成所等において准看護師資格を取得して勤務している職員もおり、これら職員が医療と処遇・教育の密接な連携に寄与しています。



大阪矯正管区矯正医事課

医師採用の問合せは随時受付中
電話番号：06-6941-5765